



山形県公報

平成26年4月25日(金)
第2539号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……503
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……504
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村整備課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……505
- 県道の供用の開始……………(同) ……506
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……507
- 同……………(同) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……508
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(情報企画課) ……同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地               | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|------------------------------------|---------------------------|-------------|-----|------------|
| 特定非営利活動法人ゆにぶろ<br>東置賜郡高畠町大字高畠328番地1 | ふれいゆ<br>東置賜郡高畠町大字高畠328番地1 | 生 活 介 護     | 10名 | 平成26. 4. 7 |

**山形県告示第429号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称  | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|--------------------|---------------------|------------|
| 医療法人社団一庸会 いちかわ整形外科 | 山形市上町三丁目12番12号      | 平成26. 4. 1 |
| 岡田 こどもクリニック        | 米沢市門東町一丁目4番18号      | 同          |
| あらた調剤薬局本町店         | 山形市本町一丁目5番10号       | 同          |
| さくら薬局米沢成島店         | 米沢市成島町二丁目1番34号      | 同          |
| きくち調剤薬局            | 村山市楯岡五日町14番24号      | 同          |
| おおくら調剤薬局           | 最上郡大蔵村大字清水2346番地2   | 同          |

**山形県告示第430号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 有海外科胃腸科医院         | 山形市小白川町五丁目6番30号     | 平成26. 3. 31 |
| 檜の木薬局本町店          | 山形市本町一丁目5番10号       | 同           |
| きくち調剤薬局           | 村山市楯岡五日町14番24号      | 同           |
| 後藤内科胃腸科医院         | 山形市美畑町12番33号        | 同 4. 1      |
| いちかわ整形外科          | 山形市上町三丁目12番12号      | 同           |

**山形県告示第431号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域                                                       | 調 査 期 間                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 山 形 市     | 大字中野目、大字灰塚、大字渋江、大字漆山、大字村木沢、大字門伝、大字長谷堂、大字菅沢、百目鬼、大字柏倉及び大字古館の各一部 | 国土調査法第9条の2第2項の規定による負担金の交付決定の日から平成27年3月31日まで |
| 鶴 岡 市     | 越沢、東堀越及び温海川の各一部                                               | 同                                           |
| 酒 田 市     | 山谷、山谷新田、北俣及び生石の各一部                                            | 同                                           |
| 上 山 市     | 永野、高野、十日町、新丁、御井戸丁、北町本丁、新町一丁目及び旭町一丁目の各一部                       | 同                                           |
| 長 井 市     | 成田、森及び宮の各一部                                                   | 同                                           |
| 天 童 市     | 大字寺津の一部                                                       | 同                                           |
| 東 根 市     | 大字長瀬の一部                                                       | 同                                           |
| 尾 花 沢 市   | 大字尾花沢、大字延沢、大字鶴子、大字細野、大字中島及び大字押切の各一部                           | 同                                           |
| 南 陽 市     | 宮内及び蒲生田の各一部                                                   | 同                                           |
| 大 江 町     | 大字柳川及び大字勝生の各一部                                                | 同                                           |
| 最 上 町     | 大字富澤、大字塚田及び大字本城の各一部                                           | 同                                           |
| 戸 沢 村     | 大字古口の一部                                                       | 同                                           |
| 川 西 町     | 大字小松、大字下小松及び大字中小松の各一部                                         | 同                                           |
| 白 鷹 町     | 大字萩野の一部                                                       | 同                                           |
| 飯 豊 町     | 大字萩生の一部                                                       | 同                                           |

#### 山形県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 萱平河崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長        |
|-----------------------------------|---|------|--------------------|-----------|
| 上山市大字牧野字中原2324番から<br>同 字宿尻711番1まで |   | 旧    | 16.4メートル<br>} 6.2  | 1,215メートル |
|                                   |   |      | 77.4メートル<br>} 12.6 | 1,260メートル |
| 同                                 | 上 | 新    | 32.4メートル<br>} 12.6 | 同上        |

**山形県告示第433号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月25日から同年5月8日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 路線名 萱平河崎線
- 供用開始の区間 上山市大字牧野字中原2324番から  
同 字宿尻711番1まで
- 供用開始の期日 平成26年4月26日

**山形県告示第434号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 処分をした年月日  
平成26年4月18日
- 処分を受けた者
  - 商号 土田住建
  - 主たる営業所の所在地 最上郡大蔵村大字清水4042番地7
  - 代表者の氏名 土田 義勝
- 処分の内容  
大工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものについて、平成26年5月7日から同月9日までの3日間の営業の停止
- 処分の原因となった事実  
土田住建の代表者が、民間発注の建設工事において、元請負人である那須建設株式会社から、建設業法第3条第1項の許可を受けずに、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項及び第3項の規定による請負代金の額以上の建設工事を請け負ったことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

**山形県告示第435号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 処分をした年月日  
平成26年4月18日
- 処分を受けた者
  - 商号 本間建築
  - 主たる営業所の所在地 鶴岡市早田丙94番地1
  - 代表者の氏名 本間 吉紀
- 処分の内容

大工工事業に関する営業のうち、民間工事に係るものについて、平成26年5月7日から同月9日までの3日間の営業の停止

#### 4 処分の原因となった事実

本間建築の代表者が、民間発注の建設工事において、元請負人である那須建設株式会社から、建設業法第3条第1項の許可を受けずに、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項及び第3項の規定による請負代金の額以上の建設工事を請け負ったことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

#### 山形県告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大江町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 大江都市計画道路

(2) 名称 3・4・4号小見藤田原線、3・5・2号柳田下モ原線、3・5・4号藤田藤田山線、3・5・5号藤田山小見線及び3・5・6号諏訪堂市野沢線

#### 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第437号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大江町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 変更に係る都市計画の種類

大江都市計画用途地域

#### 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第438号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定の番号 私有置総建第321号

2 指定の場所 南陽市郡山字間々ノ上一148番1の一部、1223番1の一部

3 道路の現況 幅員6.0メートル、延長133.19メートル

4 指定年月日 平成26年4月15日

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月25日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

## 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第3号中「のうち市町村の開設するもの」を削る。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年4月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人たんぼぼ作業所
  - (2) 代表者の氏名  
森 徳康
  - (3) 主たる事務所の所在地  
新庄市堀端町7番40号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害を持つ人々に対し社会の一員として、障害者自立支援事業やその家族に対する相談事業を行い、一人ひとりができる仕事に関わりながら社会参加の増進と環境や福祉の問題に取り組み、関係機関等と連携し共に生きる社会の実現を目指すことに寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
行財政情報サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部情報企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2094
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月25日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,011,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤      | 正      |
|-------------|------------|-----|----|--------|--------|
| 平成24. 3. 30 | 第2330号     | 420 | 13 | 第12号の4 | 第15号の3 |

平成26年4月25日印刷  
平成26年4月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056